

別表2

## 受験資格及び免除の範囲(主なもの)

受験資格		必要な 実務経験 年数	免除範囲			
			実技	学 科		指導 方法
				関連学科 系基礎	専攻	
免許職種に関する技能検定1級又は単一等級合格者(別表4参照) (ただし、電子回路接続、バルコニー施工は除く)		0年	○	○	○	
免許職種に関する技能検定2級合格者(別表4参照)		0年	○			
職業 訓練	長期課程の指導員訓練修了者	1年				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了者	1年				
	短期養成課程の指導員養成訓練修了者 (職業能力開発総合大学校の長が認める者)	1年	合格と認められる科目について免除			
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了者	0年		○	○	
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了者	1年		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了者	2年				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了者	3年				
学校 教育	●大学卒業生	1年		○	○	
	●短期大学卒業生	2年				
	●専門職大学の前期課程修了者	2年		○	○	
	●高等専門学校卒業生	2年		○	○	
	●高等学校及び中等教育学校の卒業生	3年				
	●高等学校及び中等教育学校の卒業生	5年				
●職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第9号の 厚生労働大臣が指定する専門課程の専修学校の卒業生	2年制	3年				
	3年制	2年				
●職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第9号の 厚生労働大臣が指定する高等課程若しくは一般課程又は各 種学校の卒業生	2年制	4年				
	3年制	3年				
実務経験のみ		8年				
職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げ る免許職種に関し、同表の受験することができる者の欄に該当する者		—	別表3参照			
上記受験資格に該当し、他の職業訓練指導員免許の交付を受けた者 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一 の系基礎学科に限る)		上記 必要年数		○		○
上記受験資格に該当し、他の職業訓練指導員免許の交付を受けた者		上記 必要年数				○

●印は、免許職種に関する学科を修めた者に限る。

○印は、免除される範囲。

※実務経験は、免許職種に関するものに限る。